

# 山形県公立小中学校事務職員研究協議会北村山支部規約

## 第1章 総則

### (名称)

第1条 本会は、山形県公立小中学校事務職員研究協議会北村山支部と称する。

### (事務局)

第2条 本支部の事務局は、支部長の指定するところにおく。

### (目的)

第3条 本支部は学校事務の研究に努め、会員の資質向上を図り北村山地区の教育振興に寄与することを目的とする。

### (事業)

第4条 本支部は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 学校事務の研究及び調査に関すること。
- (2) 山形県公立小中学校事務職員研究協議会との連絡調整に関すること。
- (3) その他本支部の目的達成のために必要なこと。

## 第2章 組織

### (会員)

第5条 本支部は、村山市・東根市・尾花沢市・大石田町の市町立小中学校に勤務する事務職員をもって構成する。

## 第3章 機関

### (機関の設置)

第6条 本支部に次の機関をおく。

- 1 総会
- 2 代表者会

### (総会)

第7条 総会は、支部長が必要と認めるとき開催する。

### (代表者会)

第8条 代表者会は支部長、副支部長、事務局員、研究班長をもって構成し、次の事項を審議し、総会に提案する。

- (1) 支部規約の改廃に関すること。
- (2) 役員に関すること。
- (3) 事業の運営に関すること。
- (4) その他本支部の運営に関すること。

### (研究班)

第9条 本会事業目的達成のため、研究班をおく。

## 第4章 役員

(役員)

第10条 本支部に次の役員をおく。

- |          |            |
|----------|------------|
| (1) 支部長  | 1名         |
| (2) 副支部長 | 2名         |
| (3) 事務局員 | 4名         |
| (4) 研究班長 | 4名 (研究班の数) |

(任務)

第11条 役員の任務は次のとおりとする。

- (1) 支部長は支部を代表し支部運営を統括する。
- (2) 副支部長は支部長を補佐し、会長事故ある時は、その職を代行する。
- (3) 研究班長は会務に関し審議する。
- (4) 事務局員は支部長の指示を受け、会務を処理する。

(選出)

第12条 役員及び山形県公立小中学校事務職員研究協議会専門部員の選出は次のとおりとする。

- (1) 支部長、副支部長、山形県公立小中学校事務職員研究協議会専門部員は総会において選出する。
- (2) 事務局員は庶務担当2名、会計担当2名とする。  
各市町で1名を選出し、担当は互選により決定する。
- (3) 研究班長は各研究班で選出する。

(任期)

第13条 役員及び山形県公立小中学校事務職員研究協議会専門部員の任期は1年とし、再任を妨げないものとする。

## 第5章 経費

(会費)

第14条 本支部の経費は会費及びその他の収入をもってあてる。

(会計年度)

第15条 本支部の会計年度は毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

## 第6章 その他

(簿冊)

第16条 本会には次の簿冊を備えるものとする。

- (1) 会計簿
- (2) 会員名簿
- (3) その他必要な簿冊

(その他)

第17条 この規約のほか本支部運営に関する事項は内規によるものとする。

附則 本規約は平成28年4月1日より施行する。

附則 本規約は令和2年4月1日より施行する。

# 山形県公立小中学校事務職員研究協議会北村山支部運営内規

山形県公立小中学校事務職員研究協議会北村山支部規約第17条に基づき次のとおり定める。

## 第4条関係

北村山地区小中学校教育研究会学校事務部会の事業と兼ねて行う。

## 第10条関係

当分の間、次のとおりとする。

支部長は北村山地区小中学校教育研究会学校事務部会会長が兼務する。

副支部長は北村山地区小中学校教育研究会学校事務部会副会長が兼務する。

事務局員は北村山地区小中学校教育研究会学校事務部会幹事が兼務する。

事務局員の任期は、原則2年とし、再任を妨げないものとする。

山形県公立小中学校事務職員研究協議会理事は山形県小・中学校教育研究会学校事務部会代表委員が兼務する。

附則 本内規は平成28年4月1日より施行する。

附則 本内規は令和2年4月1日より施行する。